

佐賀県規則第 11 号

佐賀県農業大学校管理規則の一部を改正する規則

佐賀県農業大学校管理規則（昭和 59 年佐賀県規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(専攻コース)</p> <p>第 11 条 条例第 6 条第 2 項の規定により、<u>農産園芸課程</u>に次の専攻コースを置く。</p> <p><u>水田農業・露地野菜コース</u></p> <p><u>施設野菜コース</u></p> <p>略</p> <p>(試験研究機関等への派遣)</p> <p>第 16 条 校長は、必要に応じ、<u>学生及び研修部の研修生（以下「研修生」という。）</u>を試験研究機関等に派遣して教育又は研修を行うことができる。</p> <p>(入学手続)</p> <p>第 21 条 養成部への入学を許可された者は、入学を許可された日から 10 日以内に保証人が連署した<u>誓約書及び住民票の写し</u>を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の保証人は、独立の生計を営む成年者 2 人とする。<u>ただし、入学を許可された者が未成年者の場合は、保証人のうち 1 人は、申請者の父、母、親権者又は未成年後見人でなければならない。</u></p> <p>(欠席)</p> <p>第 23 条 <u>学生及び研修生</u>は、傷病その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、あらかじめその理由を付して欠席願を校長に届け出なければならない。</p> <p>(懲戒)</p>	<p>(専攻コース)</p> <p>第 11 条 条例第 6 条第 2 項の規定により、<u>園芸農産課程</u>に次の専攻コースを置く。</p> <p><u>施設野菜コース</u></p> <p><u>露地野菜・農産コース</u></p> <p>略</p> <p>(試験研究機関等への派遣)</p> <p>第 16 条 校長は、必要に応じ、<u>学生を試験研究機関等に派遣して教育を行うことができる。</u></p> <p>(入学手続)</p> <p>第 21 条 養成部への入学を許可された者は、入学を許可された日から 10 日以内に保証人が連署した誓約書を校長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の保証人は、独立の生計を営む成年者 2 人とする。</p> <p>(欠席)</p> <p>第 23 条 学生は、傷病その他やむを得ない理由により欠席しようとするときは、あらかじめその理由を付して欠席願を校長に届け出なければならない。</p> <p>(懲戒)</p>

改正前	改正後
<p>第 27 条 校長は、<u>学生及び研修生</u>が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、訓告、停学又は退学の処分をすることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 大学校の秩序を乱し、<u>その他学生及び研修生</u>としての本分に反したとき。</p>	<p>第 27 条 校長は、<u>学生</u>が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、訓告、停学又は退学の処分をすることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 大学校の秩序を乱し、<u>その他学生</u>としての本分に反したとき。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の佐賀県農業大学校管理規則第 11 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日以後に佐賀県農業大学校の養成部に入学する学生から適用し、同日前に同部に入学した学生については、なお従前の例による。